

お客さま各位

観音寺信用金庫

「しんきん個人インターネットバンキング利用規定」の改訂について

平素は、観音寺信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、しんきん個人インターネットバンキング利用規定の記載内容の見直しとサービス内容変更により同利用規定を以下のとおり改訂いたします。

なお、改訂後の規定は、改訂前から個人インターネットバンキングをご利用いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改訂する規定

しんきん個人インターネットバンキング利用規定

2. 改訂日

2026年4月1日(水)

3. 主な改訂内容

- (1) 住所等変更サービスにおける住所変更は、個人インターネットバンキングだけでは手続きが完了しないことから記載内容を削除
- (2) モバイルバンキングの取扱い終了に伴い、同バンキングの専門機能の項目を削除
- (3) その他、語句の修正

しんきん個人インターネットバンキング利用規定 改訂新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>第1条 しんきん個人インターネットバンキング取引</p> <p>1. しんきん個人インターネットバンキングとは</p> <p>しんきん個人インターネットバンキング(以下「本サービス」といいます)とは、契約者ご本人(以下「お客様」といいます)からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等(以下「端末」といいます)を用いた依頼に基づき、資金移動、定期新約、定期預金口座開設、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約、口座情報・各種取引の照会、(削除)税金・各種料金の払込み等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。</p>	<p>第1条 しんきん個人インターネットバンキング取引</p> <p>1. しんきん個人インターネットバンキングとは</p> <p>しんきん個人インターネットバンキング(以下「本サービス」といいます)とは、契約者ご本人(以下「お客様」といいます)からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等(以下「端末」といいます)を用いた依頼に基づき、資金移動、定期新約、定期預金口座開設、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約、口座情報・各種取引の照会、届出住所の変更、税金・各種料金の払込み等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。</p>

<p>ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。</p> <p>(省略)</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>5. 本人確認手続き</p> <p>(省略)</p> <p>(2)当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>6. お客様カードの取扱い</p> <p>(省略)</p> <p>(2)お客様がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。</p> <p>この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。</p> <p>当金庫はこの届出に基づく所定の手続の完了前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、責任を負いません。なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者 ID(利用者番号)、確認用パスワードが変更となります)</p> <p>(省略)</p> <p>第8条 通知サービス</p> <p>(省略)</p> <p>2. 送信の遅延・不達</p> <p>通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。</p> <p>なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(削除)(以降の条項番号繰り上げ)</p> <p>(省略)</p> <p>(削除)(以降の条項番号繰り上げ)</p>	<p>ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。</p> <p>(省略)</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>5. 本人確認手続き</p> <p>(省略)</p> <p>(2)当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第16条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>6. お客様カードの取扱い</p> <p>(省略)</p> <p>(2)お客様がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。</p> <p>この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。</p> <p>当金庫はこの届出に基づく所定の手続の完了前に生じた損害については、第16条に定める場合を除き、責任を負いません。なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者 ID(利用者番号)、確認用パスワードが変更となります)</p> <p>(省略)</p> <p>第8条 通知サービス</p> <p>(省略)</p> <p>2. 送信の遅延・不達</p> <p>通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。</p> <p>なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、第16条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第9条 住所等変更サービス</p> <p>お客様が当金庫に届出を行っている事項のうち、住所等の当金庫所定の事項について、お客様の指定する内容への変更を行うことができます。</p> <p>(省略)</p> <p>第11条 資金移動ロック取引</p> <p>1. 取引の内容</p>
---	--

<p>第10条 届出事項の変更等</p> <p>本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。</p> <p>この届出の前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(削除)</p> <p>(省略)</p> <p>第13条 免責事項等</p> <p>(省略)</p> <p>4. 送付上の事故</p> <p>当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>第14条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>(省略)</p> <p>5. 既に払戻し等を受けている場合の取り扱い</p>	<p>(1)当金庫所定の方法によるお客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた資金移動および料金払込みサービス(以下「資金移動等」といいます)の利用を停止するために「ロック実行」を設定し、または利用停止を解除するために「一時ロック解除」または「ロック解除」を設定することができます。</p> <p>(2)本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた資金移動等の利用を停止します。</p> <p>(3)本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、資金移動等の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または資金移動取引等を完了することにより、自動的に資金移動等の利用を停止します。</p> <p>2. 障害時の対応</p> <p>当金庫は、通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、資金移動等を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断によりお客様の設定した「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。</p> <p>第12条 届出事項の変更等</p> <p>本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。</p> <p>この届出の前に生じた損害については、第16条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>ただし、届出事項のうち、第9条に定める住所等の当金庫所定の事項の変更については、お客様の端末による依頼に基づき、その届出を受け付けます。</p> <p>(省略)</p> <p>第15条 免責事項等</p> <p>(省略)</p> <p>4. 送付上の事故</p> <p>当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます)がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、第16条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>第16条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>(省略)</p> <p>5. 既に払戻し等を受けている場合の取り扱い</p>
---	--

<p>当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行なっている場合には、この払戻しを行なった額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</p> <p>(省略)</p> <p>第18条 規定等の適用</p> <p>本契約に定めのない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定、各種ローン規定、カードローン規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。</p> <p>(省略)</p>	<p>当金庫が不正は資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行なっている場合には、この払戻しを行なった額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします</p> <p>(省略)</p> <p>第20条 規定等の適用</p> <p>本契約に定めのない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定、各種ローン規定、カードローン規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。</p> <p>(省略)</p>
--	---

以 上